

## 変更届

- 1～3いずれかに該当した場合、「労災保険指名施術所変更届」及び「指定・指名機関登録（変更）報告書（診機様式第22号及び第23号）」の提出が必要です。
  1. 開設者の氏名又は住所が変更されたとき
  2. 施術所の名称が変更されたとき
  3. 支払いを受ける金融機関又は口座を変更したとき
- 柔道整復師に異動があった場合、「労災保険指名施術所変更届」及び「柔道整復師免許証の写し」の提出が必要です。開設者1名のみ労災指名を受けている施術所において新たに柔道整復師の指名を申請する場合は、併せて「開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る受任者払の指名施術所申請書」、「柔道整復施術費用の受任者払に係る同意書」及び「受任者選任届」もご提出ください。
- 事業承継等により経営母体が変わる場合は「開設者の氏名の変更」に該当せず、廃止の手續後に改めて新規指定の申請が必要です。

### 【注意】

変更内容によって添付書類が異なりますので、  
詳細は以下にご照会ください。

宮城労働局労働基準部労災補償課  
022-299-8843